

## 2025年度労働協約改訂及び労働条件改善交渉の集約にあたって

本部は8月6日、全地本業務担当者会議を開催し、2025年度労働協約改訂労働条件改善に向けての申し入れの意思統一を行いました。大変な思いをして働く組合員をはじめ、多くの職場の社員の切実な声である134項目の要求を、申第4号として8月8日に提出しました。そして、8月19日の第1回団体交渉から9月9日の会社回答である第7回団体交渉まで、少しでも現状を変えるべく職場の問題点や、未来ある若手社員の「人事・賃金制度等の見直し」と、死文化している「54歳原則出向制度」の廃止について粘り強く主張してきました。しかし、会社はJR東海労の主張を受け止めることなく回答を示してきました。会社回答は、協約の改訂に関する事項で、経営協議会等の委員数等の変更の提案。制度等の改正に関する事項では、養育休暇の一部要件変更をはじめその他6項目が示されましたが、「人事・賃金制度等」の改善、「54歳原則出向制度」の廃止も含めて、いずれもJR東海労の要求には全く応えないという内容でした。本部は9月9日、2025年度労働協約改訂及び労働条件改善に関する再申し入れを申第6号として提出し、9月17日に第8回団体交渉を開催しました。第8回団体交渉では、出向社員・専任社員の労働条件の改善、リニア建設の中止、祝日手当の復活、乗務員勤務制度のあり方について、大変な苦労をして安全・安定輸送を担っている組合員や社員の思いに立って、会社を追及しました。しかし、会社は口先では社員の苦労を認めつつも、姿勢を変えることなく対立で終了しました。

本部は9月17日、第8回団体交渉終了後、2025年度労働協約改訂及び労働条件改善交渉を集約するため、「経営協議会等の委員数等の変更」「人事・賃金制度と54歳原則出向制度」以外について、基本協約を締結する意思を表明する申第7号を会社に申し入れました。9月24日に開催された、申第7号に関する団体交渉の中で、本部は「JR東海労が反対しているにもかかわらず、新たな『経営協議会等の委員数等の変更』は認められない。『人事・賃金制度等の見直し』と『54歳原則出向』を一方的に実施しているが、JR東海労が指摘した通り多くの問題点がある」と強く主張しました。

本部は「経営協議会等の委員数等の変更」及び「人事・賃金制度等の見直し」と「54歳原則出向」を認めることはできないと主張しました。その中で会社は経営協議会等の委員数等の変更については「委員数は現行通りとする」譲歩案を提示しました。しかし、残り2つの制度を締結しない限り基本協約は締結しないと言明しました。本部は2つの制度の部分を抜いて基本協約を締結する考え方のあることを会社に示しましたが、会社はそれを拒否しました。「会社の締結拒否」を確認し、労働協約締結を持ち帰り検討としました。

また、本部は委員数等の変更に関する「議事録確認」を会社に提出し締結を迫りましたが、会社は持ち帰り検討としました。本部は、現時点においてこれ以上の進展は困難と判断し、本日11時45分をもって、昨年と同様に労使関係部分のみの労働協約を、不本意ながら締結することを会社に通告しました。このような会社の姿勢を許すことなく、今後も組合員をはじめ職場の社員の皆さんへの思いを実現させるために奮闘します。

最後に、今次交渉に対する組合員をはじめ各地本からの支援、激励に対して心から感謝申し上げ、交渉集約に当たっての見解とします。

2025年9月29日  
JR東海労働組合中央本部